

自治体が実施する二地域居住・関係人口施策への支援（特別交付税措置）【R7新規】

総務省では、都道府県・市町村が実施する以下の経費に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

- 地方自治体が実施する二地域居住・関係人口施策に要する経費（措置率0.5×財政力補正）
- 「二地域居住コーディネーター」の設置に要する経費（1人当たり500万円上限（兼任の場合40万円上限））

情報発信

- ★二地域居住希望者等に対する情報発信に係る財政措置
 - ・相談会、セミナー等の開催に要する経費
 - ・関連イベント等への相談ブースの出展に要する経費
 - ・各地方自治体のホームページや東京事務所等における情報発信に要する経費
 - ・コワーキングスペースの紹介などテレワーク環境の発信に要する経費
 - ・二地域居住等の促進のためのパンフレット・プロモーション動画等の制作に要する経費
 - ・二地域居住者等の登録のためのシステムの構築・維持に要する経費
(※1) 等

きっかけづくり

- ★二地域居住を検討する上での不安・懸念を軽減、払拭すること目的とした体験の実施等に係る財政措置
- ・「二地域居住体験ツアー」等の実施に要する経費
- ・地域留学のプログラムづくりに要する経費
- ・「デュアルスクール」や保育園留学のプログラムづくりに要する経費
- ・移住体験住宅・サテライトオフィス・コワーキングスペース・ワーケーション施設の整備に要する経費（※2）
- ・地域住民との交流機会やプログラムの実施に要する経費
- ・地域のファンクラブの設置に要する経費
- ・二地域居注意識動向の調査に要する経費 等

(※1) 二地域居住者等の登録のためのシステムの構築に要する経費であって、デジタル活用推進事業債（仮称）の対象となるものについては、本特別交付税措置の対象となる。

(※2) 民間事業者が実施主体となる整備は新築する場合を除く。地方自治体が実施主体となる整備は地域活性化事業債の活用が可能である。なお、地域活性化事業債の対象経費については、本特別交付税措置の対象とはならない。

(※3) 二地域居住者の交通費への支援等の現金給付は対象外。

(※4) 地域外からの学生の受け入れを主たる目的としたものに限り、学校魅力化を主たる目的としたものを除く。また、当該地方自治体の地方創生総合戦略等の計画に位置付けられたものに限る。

(※5) 二地域居住・関係人口施策については、移住・定住対策と一体的に実施することもある。二地域居住・関係人口施策を主たる目的とする事業の場合は、二地域居住・関係人口施策に係る特別交付税措置、移住・定住対策を主たる目的とする事業の場合は、移住・定住施策に係る特別交付税措置として算定する。

相談窓口の設置

- ★二地域居住希望者等が地域での具体的な生活等の相談ができる窓口の設置に係る財政措置
 - ・地域内の相談窓口の設置に要する経費
 - ・都市部等の地域外での相談窓口の設置に要する経費

受入環境の整備

- ★二地域居住希望者等の就職や兼業・副業の支援又は住居支援に係る財政措置
- ・二地域居住希望者等に対する就職や兼業・副業の支援、住居支援（空き家バンクの運営、住宅改修への助成）(※3) 等

コーディネーターによる支援

- ★二地域居住希望者等に対する情報提供や相談対応等を行うコーディネーターの設置に係る財政措置
 - ・二地域居住・関係人口に関する施策の企画・立案・実行の支援
 - ・二地域居住希望者等への情報提供や相談対応、円滑な地域生活への支援
 - ・「デュアルスクール」・保育園留学における児童生徒の円滑な就学・保育の支援
 - ・地域留学の支援 (※4) 等